指定管理者評価シート(平成25年度)

施設名		みなと交流館等					
指定管理者	名称	代表団体/特定非営利活動法人 港まちづくり八幡浜					
	所在地	八幡浜市字海老崎216番地4					
指定期間		平成25年4月1日から	1日から平成28年3月31日(3年間)				
評価担当課		政策推進課					
施設の概要		所在地:八幡浜市字沖新田1581番地23					
		1. みなと交流館/木造平家建て、建築面積457㎡ (観光案内所、ホール、会議室ほか)					
		2. 公衆用トイレ/鉄骨造平家建て、建築面積159㎡(総便器数24器)					
		3. 沖新田緑地公園/約7,400㎡(芝生広場、ボードウォーク、休憩棟、その他)					
		4. その他の施設					
		(1) 倉庫棟(小規模トイレ併設)					
		(2) 駐車場 195台(緑地公園併設分含む)					
		(3) 駐輪場 90台(緑地公園併設分含む)					
(4) 遊歩道 約330m							
指定管理者の美	業務	1. 市民の地域活性化に	1. 市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務				
		2. 交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務					
		3. 観光に必要な情報等の提供に関する業務					
		4. みなと交流館等の維持管理に関する業務					
		5. 施設の利用許可及び使用料の収受に関する業務					
施設利用状況		<利用者数>					
		区分	開業日数	年間来訪者数	1日平均来訪者数		
		습 計	354日	1,281,100人	3,619人		
		区分	開館日数	利用日数(率)	利用延日数(率)		
		ホール	348日	270日 (77.6%)	380日 (110.9%)		
		会 議 室	348日	286日 (82.2%)	551日 (158.3%)		
事業実施状況	事業実施状況 <						
		1.地域活性化に資する	1.地域活性化に資する事業/42件				
	2.地域活性化に資する事業/14件						
収支状況		<指定管理者としての収入・支出(決算)>					
		収入内訳	収入金額(円)	支出内訳	支出金額(円)		
		指定管理料	26,774,000	人件費	17,014,876		
		使 用 料	0	事務費	5,313,307		
		その他	376	委 託 料	4,721,403		
		0 7		その他	1,675		
		合 計	26,774,376	合 計	27,051,261		

指定管理者評価シート(平成25年度)

施設名(みなと交流館等)

	項目	指定管理者条例 ※ 第4条関連号 (主なもの)	判定
I	団体について管理運営能力を有しているか懸念される事項がないか	第3号	В
П	● 市政への参加、地域社会への貢献実績はあるか 事業運営について	3,0-0	٥
1	 1 管理運営の基本事項について ● 施設設置の趣旨、目的を踏まえているか。また、みなとオアシス、道の駅としての機能を果たしているか ● 利用者目線に立ち、公平公正かつ魅力的な運営ができているか 	第1•2号	В
	2 業務ごとの方針及び内容について (1) 市民の地域活性化に資する活動の支援、情報発信及び活動の場の提供に関する業務について (2) 交流拠点施設設置の趣旨を踏まえた地域活性化に資する取り組みの実施に関する業務について (3) 観光に必要な情報等の提供に関する業務について (4) みなと交流館等の維持管理に関する業務について (5) みなと交流館等の利用許可及び使用料の収受に関する業務について	第1•2号	А
	3 その他 (1) サービス向上・利用促進・利用者への配慮について (2) 利用者の安全確保・事故防止対策・緊急時の対応について (3) 苦情対応・周辺住民への配慮について (4) 民営施設(アゴラマルシェ)・海産物直売所(どーや市場)・市民団体との連携について (5) 配置人員及び職員の処遇等について (6) その他(省エネ・環境への配慮、個人情報保護への配慮など)	第1号 第4号 第4号 第4号 第3号 第3号	В
Ш	収支運営について2 収支運営は適正か	第2号	С
IV	その他 ● その他評価できる点があるか	第1•2•3•4号	В
	総合評価		В
評価	当該施設は、オープン後1年間で120万人超という想定以上の来 訪者を迎えた。これは商業施設の運営者の努力に加え、指定管理 者の貢献も大きく、特に、積極的に市や商業施設、さらには様々な 団体と連携を図りながら、集客につながる効果的なイベントを多彩 に実施した点は高く評価できる。また、各種市民団体の活動拠点、 南予初の中間支援施設として定着しつつあるのも、利用者に対す る細かな配慮や工夫、各種支援講座の定期開催など指定管理者 の地道な取り組みによるところが大きい。	が価できる。とりわけ、みませいに資する活動の支払 記設設置の趣旨を踏まえ では、業務仕様書で示めや施設の利用実績に	なと交流館の役割とし 爰、情報発信及び活動 た地域活性化に資す オノルマ以上の実績

※指定管理者条例とは、「八幡浜市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を指すものとする。

総合評価の基準 A(総合点数90点以上) B(総合点数70点以上) C(総合点数50点以上70点未満) D(総合点数50点未満)